

大和市告示第56号

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱（平成21年大和市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業」を「サポート事業」に改め、「ついで」の次に「、大和市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和44年大和市条例第27号）及び大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第21号）に定めるもののほか、」を加える。

第2条中「は、」を「となるサポート事業は、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が実施する」に、「事業のうち次に掲げる事業を実施する社会福祉法人等（以下「法人等」という。）であって、市長が適当と認めるもの」を「障害者地域生活サポート事業のうち次に掲げるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 地域生活移行基盤整備事業のうちグループホーム介護支援事業
- (2) 地域生活移行促進事業のうち成人サービス移行促進事業
- (3) 在宅支援事業のうち次に掲げるもの
 - ア 単独型短期入所促進事業
 - イ 短期入所利用促進事業
- (4) 地域社会参加支援事業のうち地域防災拠点事業
- (5) 地域生活個別支援事業
 - ア 生活環境改善支援事業
 - イ 医療的ケア支援事業

第3条及び第4条中「事業」を「サポート事業」に改める。

第5条第1項中「事業」を「サポート事業」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「次条第2項に規定する助成を決定した」を削り、「事業」を「サポート事業」に、「交付要件」を「交付要件等」に、「規定する交付基準額」を「掲げる交付基準額」に改める。

第6条第1項中「法人等」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「事業」を「サポート事業」に改め、同条第2項前段中「法人等」を「申請者」に改め、同項後段中「法人等」の次に「（以下「決定者」という。）」を加え、同項中「受理した」を「受け付けた」に改め、同条第3

項中「前2項」を「前項後段」に、「法人等」を「決定者」に改め、「介護給付費等の」の次に「審査及び」を加える。

第7条中「この助成金の交付を受けた法人等」を「決定者」に、「事業」を「サポート事業」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「助成金の交付を受けた法人等」を「決定者」に、「事業」を「サポート事業」に改め、同条第2項中「事業」を「サポート事業」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「市長は、」の次に「決定者が」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第6条第2項前段の決定を行わない。

別表中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。